

無線局運用規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>(遭難自動通報設備の通報の送信等)</p> <p>第七十八条の二</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4   <u>捜索救助用位置指示送信装置の通報は、施行規則第三十六条の二</u> <u>第一項第八号に定める方法により行うものとする。</u></p> <p>5   6   (略)</p> <p>(遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置)</p> <p>第八十一条の七 (略)</p> <p>2 海岸局は、<u>遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索</u> <u>救助用レーダートランスポンダの通報、<u>捜索救助用位置指示送信装</u></u> <u>置の通報</u>又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞 なく、これを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。 い。</p> <p>3 船舶局は、<u>遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索</u> <u>救助用レーダートランスポンダの通報、<u>捜索救助用位置指示送信装</u></u> <u>置の通報</u>又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ち にこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。</p> <p>4 3 6 (略)</p>	<p>(遭難自動通報設備の通報の送信等)</p> <p>第七十八条の二</p> <p>1 3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4   5   (略)</p> <p>(遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置)</p> <p>第八十一条の七 (略)</p> <p>2 海岸局は、<u>遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索</u> <u>救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機等の</u> <u>通報を受信したときは、遅滞なく、これを海上保安庁その他の救助</u> <u>機関に通報しなければならない。</u></p> <p>3 船舶局は、<u>遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索</u> <u>救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機等の</u> <u>通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しな</u> <u>ければならない。</u></p> <p>4 3 6 (略)</p>

附 則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。